

笠岡市人事行政の運営等の状況を公表します。

笠岡市の人事行政の運営等について、市民の皆さんへの透明性を高め、信頼性を確保するため、次のとおり公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の推移（各年4月1日現在）

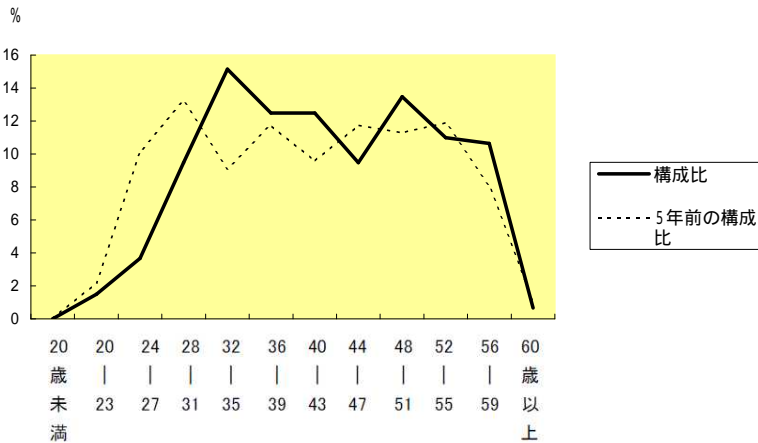
年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
職員数	681人	682人	651人	631人	620人	601人
対前年	-13人	1人	-31人	-20人	-11人	-19人

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日）

部	区 分	職 員 数						対前年 増減数	主な増減理由
		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年		
普 通 会 計 部 門	議 会	7	7	7	7	7	7	0	
	一 般								
	総 務	86	90	85	89	77	74	-3	事務の統廃合
	税 務	22	23	21	20	21	21	0	
	労 働	2	2	2	2	2	2	0	
	農 林 水 産	28	27	26	25	21	21	0	
	商 工	4	4	4	3	2	2	0	
	土 木	48	47	46	40	44	43	-1	事務の統廃合
	民 生	100	100	92	86	87	86	-1	欠員不補充
	衛 生	65	64	55	52	52	49	-3	欠員不補充
部 門 計	362	364	338	324	313	305	-8	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.84人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.85人)	
門	教 育	94	89	87	84	83	82	-1	欠員不補充
小 計	456	453	425	408	396	387	-9	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.32人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 84.04人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	158	163	162	161	159	150	-9	欠員不補充
	水 道	16	17	17	16	17	16	-1	事務の統廃合
	下 水 道	25	24	22	23	21	20	-1	事務の統廃合
	そ の 他	26	25	25	23	27	28	1	事務量の増加
	小 計	225	229	226	223	224	214	-10	
合 計	681	682	651	631	620	601	-19	人口1万人当たり職員数 106.09人	

派遣職員等の計上方法が異なるため、他表の職員数と差がある場合があります。

(3) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	22人	57人	91人	75人	75人	57人	81人	66人	64人	4人	601人

(4) 職員の採用及び退職等の状況(平成18年4月2日～平成19年4月1日)

区 分	採 用	退 職	一部事務 組合派遣	一部事務組 合派遣解除	計
一般行政職	5人	11人	3人	2人	7人
技能労務職	1人	3人	1人	1人	2人
教 育 職	1人	1人	0人	0人	0人
医 療 職	5人	15人	0人	0人	10人
計	12人	30人	4人	3人	19人

(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 一般行政部門職員数	平成22年4月1日 一般行政部門職員数	純減数	純減率
324人	310人	-14人	4.3%

(参考) 第5次笠岡市行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成18年4月1日	平成22年3月31日	一般行政部門の職員数 310人

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	17年～19年 計	(参考)
						数値目標
一般行政	職員数	324	313	305		310
	増減		-11	-8	-19 (136%)	-14
教 育	職員数	84	83	82		
	増減		-1	-1	-2	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	223	224	214		
	増減		1	-10	-9	
計	職員数	631	620	601		
	増減		-11	-19	-30	

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

2. 職員の給与の状況

(1) 総括

人件費の状況(平成18年度普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 17年度の 人件費率
18年度	人	千円	千円	千円	%	%
	56,649	20,502,782	507,273	3,592,824	17.5	16.8

人件費には、市長・議員などの給与、報酬を含んでいます。

職員給与の状況(平成18年度普通会計決算)

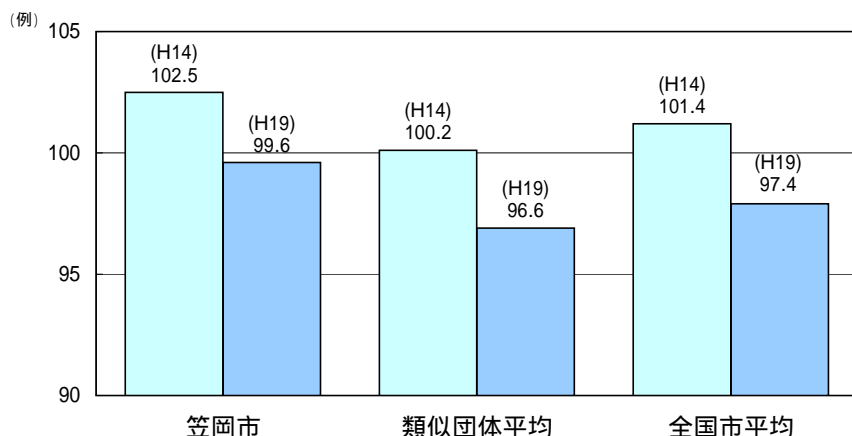
区 分	職員数 A	給 与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		一人当たり給与費
18年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	397	1,614,629	229,972	653,227	2,497,828	6,291	6,333

職員手当とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、管理職手当などです。(退職手当を除く)
 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

特記事項

給料及び期末手当の減額 …… 市長10%、副市長7%、収入役5%、教育長5%
 退職手当の減額 …… 市長・副市長・収入役・教育長各5%
 管理職手当の減額 …… 部長次長級15%、課長級10%、課長補佐級3%

ラスパイレース指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものである。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

a. 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笠岡市	43.6 歳	356,823 円	412,382 円	398,741 円
岡山県	42.1 歳	331,664 円	406,899 円	362,368 円
国	40.7 歳	325,724 円		383,541 円
類似団体	43.8 歳	343,951 円	408,150 円	376,934 円

b. 技能労務職

区分	公務員					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額
笠岡市	45.0 歳	68 人	322,148 円	359,980 円	335,735 円	-	-	-
うち清掃職員	42.5 歳	26 人	307,769 円	376,845 円	330,457 円	廃棄物処理業従事員	43.3 歳	299,800 円
うち調理員	45.1 歳	30 人	319,676 円	331,623 円	325,696 円	調理士	42.3 歳	233,500 円
岡山県	47.4 歳	534 人	339,294 円	391,307 円	362,025 円	-	-	円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	-	320,514 円	-	-	円
類似団体	48.0 歳	63 人	313,225 円	346,246 円	330,862 円	-	-	円

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (A)	民間 (B)	A/B
笠岡市	-	-	-
うち清掃職員	5,954 千円	4,192 千円	1.42
うち調理員	5,399 千円	3,180 千円	1.70

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
年収ベースの「公務員(A)」及び「民間(B)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

c. 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
笠岡市	38.8 歳	323,965 円	353,439 円
岡山県	44.1 歳	382,154 円	429,177 円
類似団体	44.4 歳	348,004 円	372,712 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分		笠岡市	岡山県	国
一般行政職	大学卒	176,800 円	176,800 円 (171,850)	170,200 円
	高校卒	148,000 円	140,600 円 (136,664)	138,400 円
技能労務職	高校卒	148,000 円	140,800 円 (136,858)	-
	中学卒	134,000 円	127,400 円 (123,833)	-

()内は給料削減後の額です。

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	273,900 円	310,700 円	350,900 円
	高校卒	236,800 円	281,500 円	318,900 円
技能労務職	高校卒	236,800 円	281,500 円	318,900 円
	中学卒	213,500 円	258,600 円	296,000 円

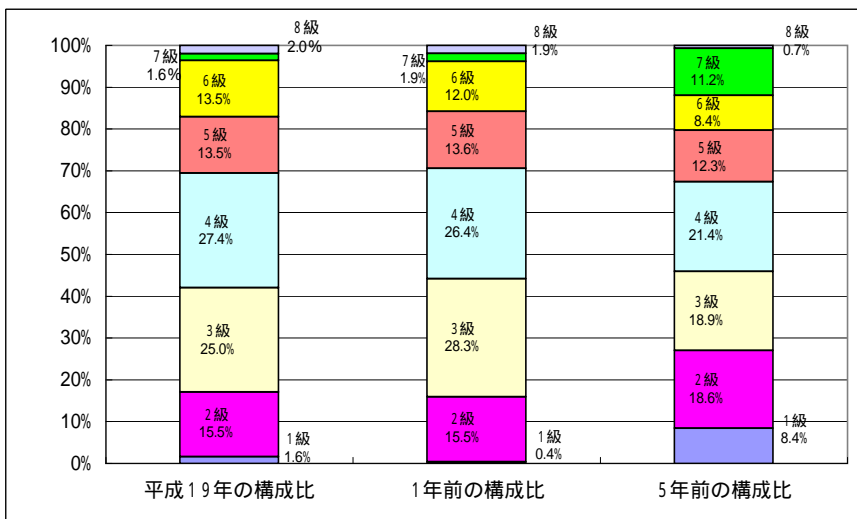
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補・技師補	4 人	1.6 %
2 級	主事・技師	39 人	15.4 %
3 級	主任主事・主任技師	63 人	25.0 %
4 級	副統括	69 人	27.4 %
5 級	統括	34 人	13.5 %
6 級	課長・参事	34 人	13.5 %
7 級	次長	4 人	1.6 %
8 級	部長	5 人	2.0 %

(注) 1 笠岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に給料構造を変更するとともに、一職一級制としている。

昇給への勤務成績の反映状況

勤務評価は行っているが、現在のところ、勤務成績の昇給への反映は行っていない。

(4) 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

笠 岡 市		岡 山 県		国	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,645 千円		1人当たり平均支給額(18年度) 1,818 千円			
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務評価は行っているが、現在のところ、勤務成績の勤勉手当への反映は行っていない。

退職手当(平成19年4月1日現在)

笠 岡 市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 制度なし)	定年前早期退職特例(2～20%加算)		その他の加算措置 (定年前早期退職特例 (2～20%加算))		
1人当たり平均支給額	9,050 千円	22,389 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	0 %	0 人	0 %

特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		10,281 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		79,091 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		32.7 %		
手当の種類(手当数)		14		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
変死体処理手当	業務従事職員	変死者の死体処理に従事 死体処理に直接従事 検視立会のみ	1体6000円 1回2000円	
感染症防疫従事手当	業務従事職員	感染症患者又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件に接触し防疫に従事	1回500円	
用地交渉手当	業務従事職員	庁外において、勤務時間外に1時間以上公共用地等の取得若しくは補償、又は土地区画整理法に基づく換地計画の実施に関し、当該権利者と直接面接して折衝事務に従事	日額1000円	
応急復旧作業従事手当	業務従事職員	風水害等非常災害時に応急復旧作業に直接従事	1時間400円	
庁外収納手当	業務従事職員	庁外において、市税その他徴収金の収納事務及びその他税務事務に従事した職員	日額200円	
医療手当	医師	市民病院及び真鍋島診療所で医療に従事	月額 給料月額額の40%以内	
生活保護業務手当	社会福祉事務所に勤務する職員(ケースワーカー)	社会福祉事務所に勤務する職員で、生活保護法に定める現地事務に庁外で従事	日額200円	
財産差押引揚手当	業務従事職員	市税その他徴収金の滞納による財産差押入又は財産差押入物件の引揚げに現地で直接従事	1世帯1000円	
入所者死体処理手当	業務従事職員	恵風荘の入所者の死体処理に従事	1体2000円	
早出勤務手当	業務従事職員	勤務割りで午前7時前に勤務を開始する早出勤務に従事	1回150円	
清掃業務職員手当	業務従事職員	清掃業務に従事 直接し尿又はごみの処理に従事 その他職員	日額1550円 日額150円	
非常時配備手当	業務従事職員	風水害等非常災害時に注意、警戒及び非常災害体制の要員として勤務時間外に非常配置	1回1500円	
現場作業手当	業務従事職員	交通遮断しない道路上、海上、山上において、工事の指導、監督、検査又は市有物件等の境界立会若しくは現場作業に従事	日額150円	
年末年始手当	業務従事職員	12月29日、30日、1月2日、3日勤務(2時間以上4時間未満は、1/2の額)	清掃業務に従事 宿日直業務に従事 その他	日額2000円 1回1000円 日額2000円
		12月31日、1月1日勤務(2時間以上4時間未満は、1/2の額)	清掃業務に従事 宿日直業務に従事 その他	日額3000円 1回2000円 日額2000円

時間外勤務手当

支給実績 (1 8 年 度 決 算)	15,958 千円
職員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (1 8 年 度 決 算)	40 千円
支給実績 (1 7 年 度 決 算)	26,287 千円
職員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (1 7 年 度 決 算)	65 千円

その他の手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員 1 人 当 たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族一人につき月額 6,000円から 13,000円	同じ	-	47,381 千円	236,905 円
住居手当	持ち家、借家などの区分により月額 1,000円から 29,000円	異なる	支給額	31,512 千円	79,779 円
通勤手当	交通機関の利用者は運賃を基礎として月額最高 55,000円まで、自動車などの使用者は距離区分により月額 4,400円から 22,700円	異なる	支給額	32,102 千円	93,867 円
管理職手当	役職に応じて 1 月 当 たり 給 料 月 額 の 8% から 12%	異なる	支給率	72,865 千円	441,608 円
休日勤務手当	休日勤務 1 時間 につき、1 時間 当 たり 単 価 の 135%	異なる	支給額の算出方法	5,259 千円	79,691 円
特勤勤務手当	条例に規定された勤務地で勤務した場合、1 月 当 たり 給 料 月 額 の 8% から 20%	異なる	支給率	2,925 千円	487,572 円
宿日直手当	宿日直勤務 1 回 につき 5,400円	異なる	支給額	1,511 千円	39,778 円
管理職特別勤務手当	管理職が週休日及び休日に勤務した場合、1 回 当 たり 4,000円	異なる	支給額	254 千円	9,416 円

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分	給 料	月 額	等
給 料	市 長	837,000 円	(参考) 類似団体における最高 / 最低額 1,089,000 円, 616,000 円
	副 市 長	(930,000 円) 702,150 円	895,000 円, 550,800 円
	収 入 役	(755,000 円) 641,250 円 (675,000 円)	810,000 円, 536,400 円
報 酬	議 長	520,000 円	690,000 円, 269,000 円
	副 議 長	(520,000 円) 460,000 円	620,000 円, 228,000 円
	議 員	(460,000 円) 420,000 円 (420,000 円)	560,000 円, 213,000 円
期 末 手 当	市 長	(19年度支給割合) 3.915	(4.35)
	副 市 長	4.0455	月分 (4.35) 月分
	収 入 役	4.1325	(4.35)
	議 長	(19年度支給割合) 3.5	(3.5)
	副 議 長	3.5	月分 (3.5) 月分
	議 員	3.5	(3.5)
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 930,000円 × 在職月数 × 45 / 100	(1期の手当額) 20,088,000 円 (支給時期) 任期毎
	副 市 長	755,000円 × 在職月数 × 30 / 100	10,872,000 円 任期毎
	収 入 役	675,000円 × 在職月数 × 25 / 100	8,100,000 円 任期毎
	備 考	市長・副市長・収入役各 5% の減額措置を行っている。	

- (注) 1 給料・報酬及び期末手当の () 内は、減額措置を行う前のものである。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

水道事業

a. 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考) 17年度の総費用に占める職員給与費比率
	A		B	B / A	
18年度	千円 1,250,604	千円 62,799	千円 172,868	% 13.8	% 13.1

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	17	84,564	8,153	33,641	126,358	7,432

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

管理職手当の減額 …… 部長次長級15%, 課長級10%, 課長補佐級3%

b. 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	46.4 歳	393,668 円	589,519 円
団体平均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円

(注) 基本給には、扶養手当を含む。

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c. 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道会計	一般会計
1人当たり平均支給額(18年度) 1,978 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,645 千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成19年4月1日現在)

水道会計			一般会計		
(支給率) 自己都合	勤続・定年		(支給率) 自己都合	勤続・定年	
勤続20年 23.50 月分	30.55 月分		勤続20年 23.50 月分	30.55 月分	
勤続25年 33.50 月分	41.34 月分		勤続25年 33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年 47.50 月分	59.28 月分		勤続35年 47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額 59.28 月分	59.28 月分		最高限度額 59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置 (退職時特別昇給 制度なし)	定年前早期退職特例(2~20%加算)		その他の加算措置 (退職時特別昇給 制度なし)	定年前早期退職特例(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額 0 千円	5,069 千円		1人当たり平均支給額 9,050 千円	22,389 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
該当なし	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	133 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	16,650 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	47.0 %			
手当の種類(手当数)	7			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
現場作業手当	業務従事職員	交通遮断しない道路上、海上、山上において、工事の指導、監督、検査又は市有物件等の境界立会若しくは現場作業に従事	日額150円	
呼出待機手当	業務従事職員	週休日又は休日に緊急呼出しに応じるため自宅待機	1回1,000円	
庁外収納手当	業務従事職員	庁外において、水道料金その他徴収金の収納事務に従事した職員	日額200円	
応急復旧作業従事手当	業務従事職員	風水害等非常災害時に応急復旧作業に直接従事	1時間400円	
非常時配備手当	業務従事職員	湯水又は災害等の非常時に注意、警戒及び非常災害体制の要員として勤務時間外に非常配置	1回1500円	
用地交渉手当	業務従事職員	庁外において、勤務時間外に1時間以上公共用地等の取得若しくは補償のため、当該権利者と直接面接して折衝事務に従事	日額1000円	
年末年始手当	業務従事職員	12月29日、30日、1月1日、3日勤務(2時間以上4時間未満は、1/2の額)	宿日直業務に従事	1回1000円
			その他	日額1000円
		12月31日、1月1日勤務(2時間以上4時間未満は、1/2の額)	宿日直業務に従事	1回2000円
			その他	日額2000円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (18年度決算)	444 千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	26 千円
支給実績 (17年度決算)	358 千円
職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)	21 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族一人につき月額5,000円から13,000円	同じ	-	2,862 千円	220,153 円
住居手当	持ち家、借家などの区分により月額1,000円から29,000円	同じ	-	1,212 千円	71,294 円
通勤手当	交通機関の利用者は運賃を基礎として月額最高55,000円まで、自動車などの使用者は距離区分により月額4,400円から22,700円	同じ	-	989 千円	89,909 円
管理職手当	役職に応じて1月当たり給料月額の8%から12%	同じ	-	5,361 千円	446,782 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき5,400円	同じ	-	0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	管理職が週休日及び休日に勤務した場合、1回当たり4,000円	同じ	-	4 千円	4,000 円

病院事業

a. 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占める職員給与費比率
18年度	千円 2,373,071	千円 19,148	千円 1,351,108	% 56.9	% 59.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	
18年度	人 160	千円 646,652	千円 168,019	千円 250,367	千円 1,065,038	千円 6,656

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

給料及び期末手当、退職手当の減額 …… 病院事業管理者5%
管理職手当の減額 …… 部長次長級15%、課長級10%、課長補佐級3%

b. 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

医師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	47.6 歳	594,350 円	1,161,333 円
団体平均	43.0 歳	564,908 円	1,294,193 円

看護師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	40.4 歳	317,520 円	478,689 円
団体平均	37.0 歳	293,387 円	473,921 円

事務職

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	40.1 歳	335,720 円	552,788 円
団体平均	44.2 歳	356,684 円	552,044 円

(注) 基本給には、扶養手当を含む。

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c. 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病 院 会 計		一 般 会 計	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,545 千円		1,645 千円	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6)月分	(0.75)月分	(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成19年4月1日現在)

病 院 会 計			一 般 会 計		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例(2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例(2～20%加算)	
(退職時特別昇給)	制度なし()		(退職時特別昇給)	制度なし()	
1人当たり平均支給額	983 千円	16,842 千円	1人当たり平均支給額	9,050 千円	22,389 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
該当なし	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	71,473,179 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	492,918 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	89.5 %		
手当の種類(手当数)	6		
手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
医療手当	医師	市民病院及び真鍋島診療所で医療に従事	月額 給料月額の40%以内
病院職員手当	放射線技師、臨床検査技師及び衛生検査技師	市民病院で診療又は危険物の取扱いに従事	1回3000円
夜間看護手当	病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事	2時間以上 1回3000円 2時間未満 1回2000円
		救急のため勤務時間外に勤務	2時間以上 1回10000円 2時間未満 1回5000円
救急手当	医師	救急のため勤務時間外に勤務	1回10000円
	その他職員	救急のため勤務時間外に勤務	1回10000円
感染症防疫従事手当	業務従事職員	感染症患者又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件に接触し防疫に従事	1回5000円
年末年始手当	業務従事職員	12月29日、30日、1月2日、3日勤務(2時間以上4時間未満は、1/2の額)	宿日直業務に従事 1回10000円 その他 日額10000円
		12月31日、1月1日勤務(2時間以上4時間未満は、1/2の額)	宿日直業務に従事 1回20000円 その他 日額20000円
		その他	日額20000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	22,283 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	137 千円
支給実績(17年度決算)	27,376 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	162 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族一人につき月額5,000円から13,000円	同じ	-	7,262 千円	168,883 円
住居手当	持ち家、借家などの区分により月額1,000円から29,000円	同じ	-	14,075 千円	86,885 円
通勤手当	交通機関の利用者は運賃を基礎として月額最高55,000円まで、自動車などの使用者は距離区分により月額4,400円から22,700円	同じ	-	12,857 千円	95,237 円
管理職手当	役職に応じて1月当たり給料月額8%から12%	同じ	-	19,512 千円	475,911 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき5,400円	同じ	-	15,404 千円	296,230 円
管理職特別勤務手当	管理職が週休日及び休日に勤務した場合、1回当たり4,000円	同じ	-	458 千円	114,500 円

3. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成19年4月1日現在）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間の開始時刻	勤務時間の終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8時間	8時30分	17時15分	45分	15分×2回

部署により異なります。

(2) 休暇の状況（平成19年4月1日現在）

年次休暇	暦年で20日を付与（平成18年平均取得日数10.8日）
病欠休暇	医師の証明等に基づき、引き続き90日を超えない範囲内で最小限度必要と認める日又は時間
特別休暇	忌引休暇、結婚休暇、看護育成休暇、産前・産後休暇、子の出生休暇など
介護休暇（無給）	配偶者・父母・子等で負傷・疾病等により2週間以上の期間にわたり介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

4. 職員の分限及び懲戒処分について

(1) 分限処分の状況（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

事 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	5	0	5
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
その他条例で定める場合	0	0	0	0	0
計	0	0	5	0	5

(2) 懲戒処分の状況（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

事 由	戒告	減給	停職	免職	計
法令等違反	0	0	0	0	0
職務上の義務違反・怠慢	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

5. 職員のサービスの状況

職員の服務規律については、次のような根本基準及び義務が法律上規定されております。

根本基準	すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
------	--

職員の義務	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則、規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に従わなければならない。
	信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
	秘密を守る義務	職務上知り得た秘密をもらしてはならない。退職後も同様である。
	職務に専念する義務	勤務時間及び職務遂行上の注意力のすべてを職務遂行のために用いなければならない。
	政治的行為の制限	政党その他政治的団体の結成に関与したりこれらの団体の役員になったりするなどの政治的行為をしてはならない。
	争議行為等の禁止	争議行為をしたり、企てたり、そそのかしたりしてはならない。
営利企業等の従事制限	営利企業等への従事は制限されており、許可を受けなければ従事することはできない。	

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の体系

自己啓発研修	職員の自己啓発に対し、必要な支援を行うもの	資格取得助成・通信教育助成	
職場研修	管理監督者が職場で仕事を通じ部下職員を指導・育成するもの	個別指導・集団指導	
職場外研修	階層別、専門実務知識、能力別に行う研修	一般研修	新規採用職員研修，初級・上級職員研修など
		専門研修	同和研修，実務研修，体験研修など
		派遣研修	自治大学校，市町村職員中央研修所など

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定については、職員の職務について統一的で客観的な評価を行い、公正な人事を確立するとともに、職員の能力の向上を目的としています。

対象者	すべての常勤の職員（市民病院専門職員・幼稚園教諭を除く）
評価期間	前年の11月1日から当年の10月末日まで
評価項目	業績，能力及び態度の3つの評価要素から構成
評価方法	絶対評価で評価を行い、評価基準に照らして個人の業績や能力を分析的かつ多面的に評価

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理及び疾病予防

職員の安全と健康確保を目的に健康診断・短期人間ドック・生活習慣病検診を実施しています。

また、職員のメンタルヘルス対策として、専門医によるストレス相談を実施しています。

区 分	受診件数(平成18年度)
定期健康診断	353 件
新規採用時健康診断	11 件
V D T 作業健康診断	28 件
短期人間ドック	446 件
生活習慣病検診	74 件

(2) 公務災害の発生状況

区 分	発生件数(平成18年度)
公務災害	8 件
通勤災害	1 件

(3) 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、任命権者から独立した地位を有する機関であり、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置をとったり、職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をするなどしています。

平成18年度は、公平委員会への不服申立ての事案はありませんでした。